



知って得するこのマーク 「GI (ジーアイ)」

みなさんは、日本の「GI」制度をご存知ですか。「GI」は「GEOGRAPHICAL INDICATION」の略で「地理的表示」と訳されます。特定の地域を生産地として、その土地の気候や風土と結びついた品質や歴史を持つ製品の名称を登録する制度で、世界100か国以上にこの制度があります。

日本では2015年にスタートし、今年で10周年を迎えます。

増えてます「GI」産品

2025年3月現在、全国で161産品、東北で38産品が登録され、そのうち秋田県では2025年1月に「かづの牛」が加わり6産品となりました。

なお、一番多く登録されている県は熊本県で「くまもと県産い草」など10産品になります。



■スーパーで販売されている「hibari no okura」。

なお、「GI」産品を主原料とした加工品も地理的表示と併せて「GIマーク」を使うことができます。

生産者にも消費者にもうれしい

登録されるとその名称は保護され、不正使用や模倣品は国が取り締まります。そのため、その製品のブランド価値が守られます。

また、名称と共に生産方法も登録されるため、産品が申請どおり生産されているか国が定期的に確認しています。そのため、その製品の品質が保証されます。

生産者にも消費者にもメリットがある「GI」制度、ぜひ、注目してください。

生産者 (Producers) → **消費者** (Consumers)

名称の不正使用、模倣品、ダメ!! (Misuse of names, counterfeit products, no good!!)

国が認めた本物!! (Recognized by the country, genuine!!)

※制度の詳細についてはこちらから→ (For details of the system, please click here →)

★秋田県のGI産品★

■見方について



産品名

①生産地

②登録団体



大館とんぶり

①秋田県大館市

②あきた北農業協同組合



hibari no okura

①秋田県雄勝郡羽後町

②JAうご新成園芸組合



松館しぼり大根

①秋田県鹿角市
八幡平字松館地区

②松館しぼり大根栽培組合



いぶりがっこ

①秋田県

②秋田県
いぶりがっこ振興協議会



大竹いちじく

①秋田県にかほ市

②大竹いちじくの会



かづの牛

①秋田県
鹿角市及び鹿角郡小坂町

②かづの牛振興協議会

■産品の詳しい登録情報はこちらから↓

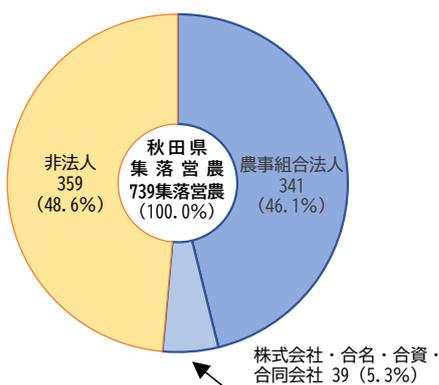


令和7年集落営農実態調査（秋田県）

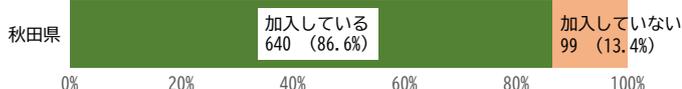
～ 集落営農に占める法人の割合は51.4%、前年に比べ2.2ポイント上昇～

秋田県の集落営農数は739となり前年（730）に比べ9（1.2%）増加した。
このうち、法人は380で、前年（359）に比べ21（5.8%）増加した。
この結果、集落営農に占める法人の割合は51.4%となり、前年に比べ2.2ポイント上昇した。

組織形態別集落営農数



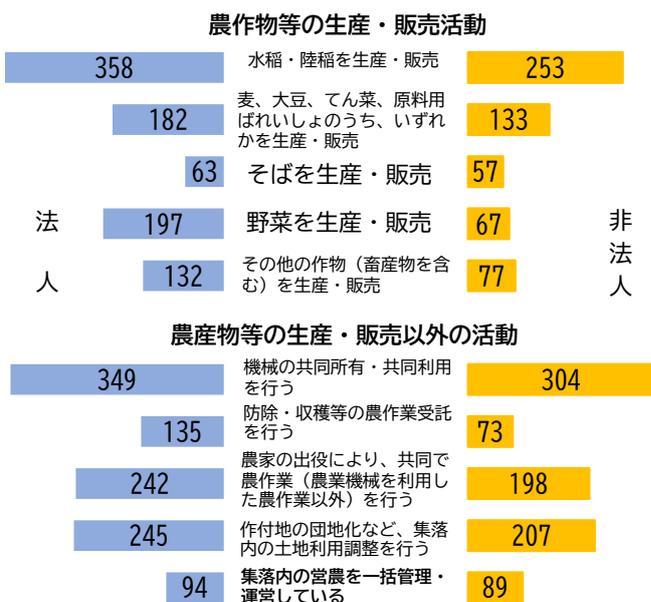
経営所得安定対策への加入状況別集落営農数



資料：農林水産省統計部「令和7年集落営農実態調査」

本調査における「集落営農」とは、集落を単位として農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意の下に実施される営農をいう。

活動内容別集落営農数（複数回答）



お知らせ

調査員が田畑へ出向き実測調査を行っています。

農林水産省では、農業の生産基盤である耕地と農作物の作付け及び生産に関する実態を明らかにするため作物統計調査を実施しています。

調査は、東北農政局が委嘱した「専門調査員、統計調査員」がピブス（写真）着用、身分証明書を携帯し、調査対象となった田、畑の現況確認、農作物の作付状況や作柄の把握を行うため11月まで実測調査を行っています。

調査中は、近くの皆様に来るだけお声がけするとともに、調査へのお問い合わせにも対応いたします。

なお、御不明な点等ありましたら御連絡ください。



東北農政局秋田県拠点
統計担当 伊藤、金
TEL：018-895-7303

お問合せ先

東北農政局秋田県拠点地方参事官室

〒010-0951 秋田市山王七丁目1-5 TEL:018-862-5611 (代表)

Webページ:<https://www.maff.go.jp/tohoku/tiiki/akita/index.html>

